
土木技術検定試験

(兼 土木学会認定2級土木技術者資格審査)

2018年度 受験案内書

公益社団法人 土木学会
技術推進機構

試験結果（合否判定）お知らせ方法の変更について

~~現在、試験結果は受験後に試験会場でお渡ししておりますが、試験システム改変のため、2018年10月5日以降に受験された方には、試験結果を後日郵便でお知らせいたします。試験結果のお届けは、最大2週間程度かかります。ご了承いただきますようお願いいたします。~~

~~合否確認に時間がかかりますので、できるだけ10月4日までに受験いただくことをお勧めいたします。~~

※お知らせ方法は変更しませんでした。10月5日以降も試験結果は試験会場でお渡ししています。

C O N T E N T S

■ 土木技術検定試験の位置づけ	1
■ 土木技術検定試験について	2

土木技術検定試験の概要 2

1. 受験資格	2
2. 受験申込から受験までの手順	2
3. 受験に関する注意事項	4
4. 個人情報の取り扱い	4
5. 土木技術検定試験の出題範囲	5

2級土木技術者資格の概要 6

1. 資格登録要件	6
2. 「2級土木技術者資格認定証」交付申請時期	6
3. 「2級土木技術者資格認定証」交付申請方法	6
4. 「2級土木技術者資格認定証」の交付	7
5. 土木技術者資格の認定期間	7
6. 資格認定者名の公表	7
7. 更新審査	7

土木学会認定土木技術者資格制度について 8

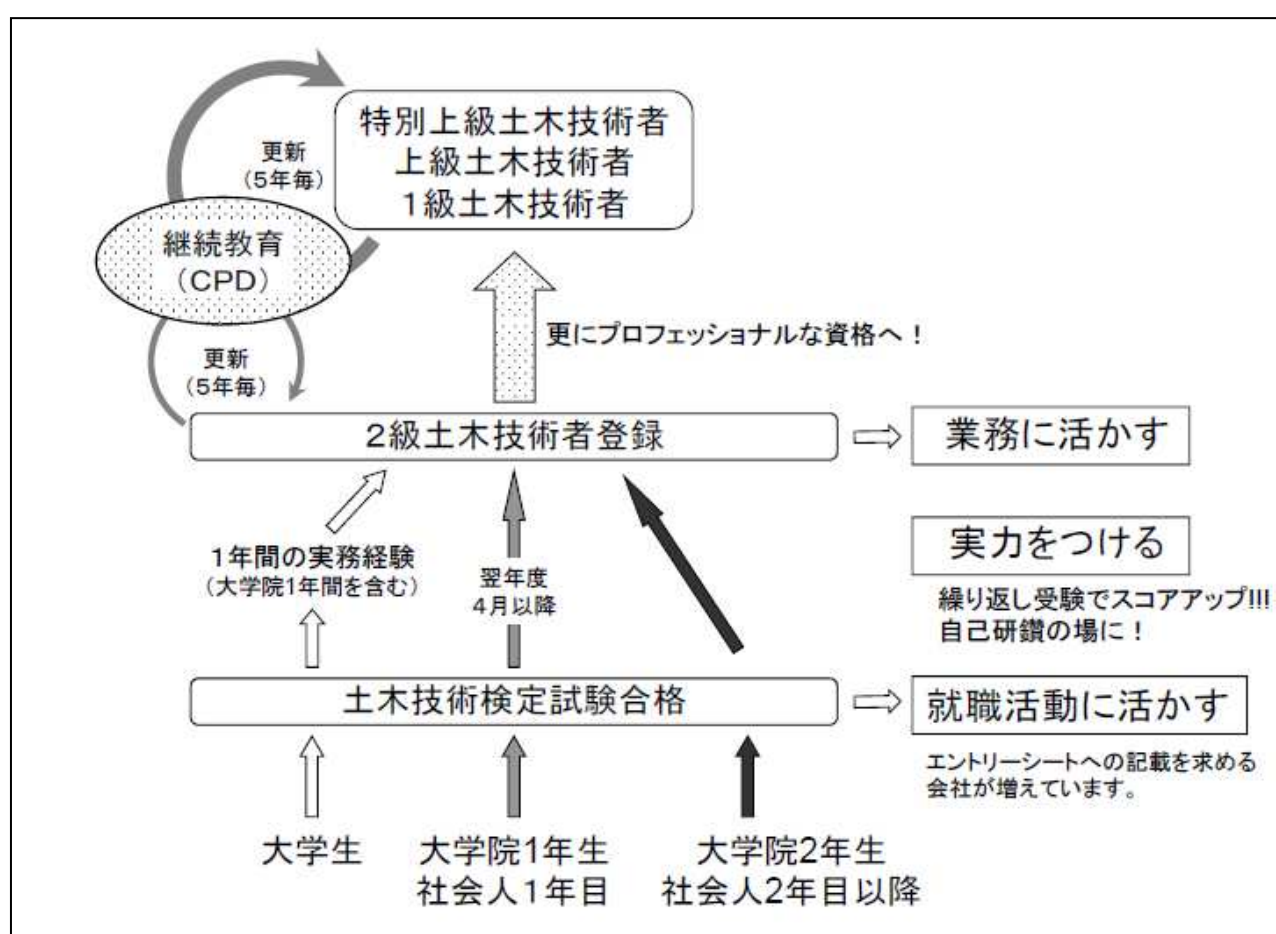
本制度の主な特徴	8
----------	---

■土木学会 2級土木技術者資格 認定申請書【参考】	9
■資格更新のための継続教育（CPD）【参考】	10
■土木技術者の倫理規定	12
■土木学会創立 100 周年宣言 —あらゆる境界をひらき、持続可能な社会の礎を築く—	13

■ 土木技術検定試験の位置づけ

土木技術検定試験は、土木工学に関する基礎的な知識や土木技術者としての素養をどの程度有しているかを確認するための試験です。この試験により、学生の方々にとっては、自身の学力を自己点検することができ、また、教育機関、官公庁、企業等では、この試験結果を継続教育成果の確認、入社を希望する学生の学力評価（エントリーシートへの記入等）、新入社員の基礎的な技術力の評価などに利用することができます。

さらに、土木技術検定試験に合格した場合には、土木学会認定土木技術者資格制度における「2級土木技術者」の能力があると見なされ、実務経験年数等の資格登録要件を満たせば、本人の申請により「2級土木技術者」の認定を受けることができます（下図参照）。



☆団体受験

【団体申込割引】

15名以上の方が団体で受験を申し込まれる場合、バウチャーチケットを購入することにより団体申込割引が適用されます。詳しくはプロメトリックのホームページを参照ください。

【同一会場での団体受験】

上記の団体申込の方で、15名以上の方が同一会場、同日時に受験を希望される場合は土木学会までお問い合わせください。

■ 土木技術検定試験について

土木技術検定試験では、CBT（Computer Based Testing：コンピュータによる試験）方式を採用しています。問題作成は本会が行いますが、試験の運営は外部に委託しています。この方式では、受験者は、希望する日時、会場で受験でき、試験終了後、その場で試験結果を知ることができます。

試験期間	事前に予約した日時の試験会場で受験してください。
受験申込期間	受験希望日の2ヶ月前から3営業日（土日受験は4営業日）前まで
受験申込の変更・キャンセル	受験希望日の3営業日前まで（土日受験は4営業日前まで）変更・キャンセルが可能です。別途キャンセル料がかかります。
試験時間 出題形式	2時間（120分） 多肢選択方式（共通：10問必須、専門：90問から60問選択）
受験料	6,480円（消費税込み） 「受験料」は理由の如何に拘らず返還いたしません。また、次の受験への充当もできません。 団体申込割引（15名以上）5,940円（消費税込み） パウチャーチケット利用
申込方法	インターネットからのお申し込みとなります。 申込手順は、2ページ以降をご確認下さい。
受験会場	全国47都道府県にある指定試験会場から選べます。
試験結果	試験会場で試験結果レポートをお受け取り下さい。 ※2018年10月5日以降に受験された方には、試験結果を後日郵便でお送りいたします。お届けは、最大2週間程度かかります。ご了承ください。 ※10月5日以降も試験結果は会場でお渡ししています。

土木技術検定試験の概要

1. 受験資格

どなたでも受験することができます。

※土木学会の会員以外の方も受験できます。

2. 受験申込から受験までの手順

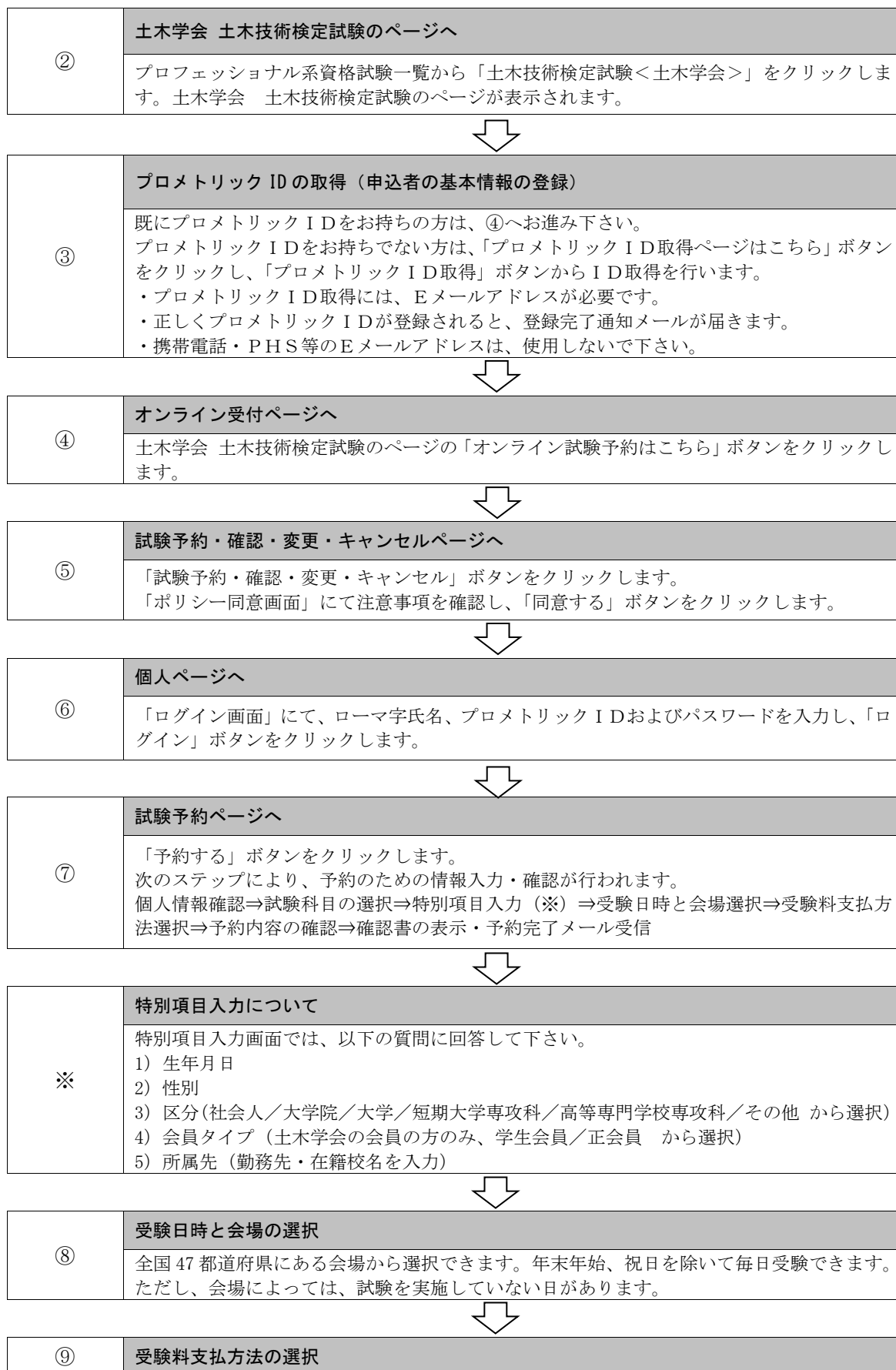
●受験申込の手続から試験実施までプロメトリック(株)が運営を行います。

本会は、CBT試験の実施にあたりプロメトリック(株)に運営を委託しています。

(1) 受験申込から受験までの手順は、次のとおりです。

①	プロメトリックのWebサイト (http://pf.prometric-jp.com/testlist/jsce/index.html) へ プロフェッショナル系資格試験一覧をクリックします。
---	---





	受験料は、次の方法により支払が可能です。 ①クレジットカード払い（VISA、MASTER、JCB、DC、AMEX） 試験日の3営業日前（土日・祝日受験の場合は4営業日前）まで受付 ②コンビニエンスストア払いまたはPay-easy 払い 試験日の4営業日前（土日・祝日受験の場合は5営業日前）まで受付、その後最長5営業日以内に入金が必要です。なお、支払期限が予約受付期限を過ぎる場合、申込日より支払期限が短くなります。
--	---



	確認書の表示・印刷、予約完了メールの送信
⑩	受験料が支払われると予約完了メールが送信されます。また、確認書には試験名称、受験日時、会場地図、「変更・キャンセル」締切日、試験当日の集合時間等が印字されます。 (コンビニエンスストア払いまたは Pay-easy 払いの場合、お支払完了後に、申込システムに再度ログインして、確認書を印刷します。)



	予約した受験日時・会場で受験
⑪	試験当日は、確認書と顔写真付き本人確認書類（学生証、運転免許証、パスポート等）を必ずご持参下さい。試験当日、本人確認書類をご提示できない場合、受験はできませんので、十分注意して下さい。 集合時刻に遅れると、受験できませんので、十分注意して下さい。 受験終了後、会場にて試験結果が分かります。 ※2018年10月5日以降に受験された方には、試験結果を後日郵便でお送りいたします。お届けは、最大2週間程度かかります。ご了承ください。 ※10月5日以降も試験結果は会場でお渡ししています。

- (2) 確認書に記載された「変更・キャンセル」締切日まで、受験会場・日時の変更、キャンセルができます。但し、キャンセル料が発生する可能性がありますので、確認してください。

3. 受験に関する注意事項

- (1) 受験申込には、E メールアドレスが必要です。事前に必ずご準備下さい。(携帯電話、スマートフォンのアドレスは使用できません。なお、Yahoo メール、Hotmail 等フリーメールのアドレスは使用できます。)
- (2) 受験料は先払いとなっています。
- (3) 受験申込は先着順で受付いたします。受験希望日の3営業日前（土日の受験の場合は4営業日前）までお申込いただくことは可能ですが、会場によっては空席のない場合やご希望日に試験の実施のない場合があります。
- (4) 受験日当日は、本人確認のため顔写真付きの本人確認書類（学生証、運転免許証、パスポート等）をご提示いただきます。持参されなかった場合は、受験できませんので必ずご持参下さい。
- (5) 受験日当日は、受験申込時に印刷した「確認書」をご持参下さい。「確認書」は、2. 受験申込から試験実施までの手順の④～⑥で再印刷することができます。
- (6) 集合時間に遅れた場合は、理由の如何に拘らず受験できません。十分な時間の余裕をもって試験会場にお越し下さい。
- (7) 試験会場へは、筆記用具、電卓、参考書等一切の持ち込みができません。予めご了承下さい。なお、CBT 試験では、受験端末（試験画面）上で電卓機能を提供します。この試験画面の電卓は Windows のアクセサリにある電卓と同様の機能を持っています。使い方については事前にご自分のパソコンで習得しておいて下さい。

- (8) 受験者には、メモや手計算用にノートボードとペンが貸与されます。

4. 個人情報の取り扱い

- (1) プロメトリックID取得時および受験申込時に登録いただいた情報は、受験者への2級土木技術者資格に係る「資格認定証」の交付申請書類の送付の際に用いるほか、本会主催の行事、出版物のご案内などに利用させていただく場合があります。
- (2) プロメトリック(株)から入手した個人情報については、本会が適切に管理いたします。

5. 土木技術検定試験の出題範囲

- (1) 出題範囲の概要は以下のとおりです。

問題の種類	問題の概要	解答時間	問題数
共通問題	工学基礎知識（数学、物理等）に関する問題	2 時間	(択一式) 10 問
専門問題	専門基礎知識に関する問題		(択一式) 6 主要分野（各 15 問）90 問から 60 問を任意に選択

- (2) 共通問題は、技術者倫理、数学、物理等に関する問題が合計 10 問出題されます。
- (3) 専門問題は、以下に示す 6 主要分野毎に専門基礎知識に関する問題が 15 問出題されます。合計 **90 問の中から 60 問**を選んで解答して下さい。60 問を超えて解答した場合には減点の対象となります。
- なお、次のキーワードは主要分野の区分を理解しやすくするために例示したもので、キーワードに掲げていない内容についても出題されることがあります。

主要分野	キーワード
土木材料・施工・建設マネジメント	コンクリート、鋼材、瀝青材料、複合材料・新材料、木材、施工、維持・管理、建設事業計画・設計、建設マネジメントなど
構造工学・地震工学・維持管理工学	応用力学、構造工学、鋼構造、コンクリート構造、複合構造、風工学、地震工学、耐震構造、地震防災、維持管理工学など
地盤工学	土質力学、基礎工学、岩盤工学、土木地質、地盤の挙動、地盤と構造物、地盤防災、地盤環境工学など
水工学	水理学、環境水理学、水文学、河川工学、水資源工学、海岸工学、港湾工学、海洋工学など
土木計画学・交通工学	土木計画、地域都市計画、国土計画、防災計画・環境計画、交通計画、交通工学、鉄道工学、測量・リモートセンシング、景観・デザイン、土木史など
土木環境システム	環境計画・管理、環境システム、環境保全、用排水システム、廃棄物、土壌・水環境、大気循環・騒音振動、環境生態など

【ご注意】試験方法を変更します

2019 年 4 月 1 日より、上記 (3) 専門問題の出題方法を変更します。

詳細は、土木学会ホームページに掲載しています。

<http://committees.jsce.or.jp/opcet/node/194>

2 級土木技術者資格の概要

土木技術検定試験で合格された方には、土木学会 技術推進機構から「2 級土木技術者資格認定証」の交付申請に係る書類をお送りします。書類を受け取られた方で、下記の資格登録要件を満たし、2 級土木技術者の認定を希望される方は、土木学会 技術推進機構のホームページから申請して下さい。

1. 資格登録要件

日本技術者教育認定機構（JABEE）の認定プログラムを修了もしくはそれと同等^{*1}で、かつ 1 年以上の実務経験年数を有していること。なお、大学院在籍も実務経験と見なします。

※1 当分の間、同等であるか否かは次のように取扱います。

最終学歴	資格登録要件
大学/短期大学専攻科/高等専門学校専攻科	卒業後実務経験 1 年以上
短期大学/高等専門学校本科	卒業後実務経験 3 年以上
高等学校	卒業後実務経験 5 年以上

【例】 2018 年 4 月以降 2 級資格に申請出来る方は大学院 2 年生、大学・短期大学専攻科・高専専攻科卒業後 1 年間会社勤務された方になり、例えば 2017 年度受験合格された大学院 1 年生または 2016 年受験合格された大学 4 年生などになります。

2. 「2 級土木技術者資格認定証」の交付申請時期

- (1) 土木技術検定試験に合格された方には、「2 級土木技術者資格認定証」の交付申請に係る書類をお送りしますので、書類到着後、申請して下さい。認定申請書は 9 ページに示されています。なお、認定期間については、5. 土木技術者資格の認定期間をご参照下さい。
- (2) 毎年 12 月末日を審査の区切りとしますので、1 月以降に受験された方の認定は次年度となります。
- (3) 合格された在学生の方にも「2 級土木技術者資格認定証」の交付申請に係る書類をお送りしますが、認定・登録のためには、1 年間の実務経験（大学院在籍も実務と見なします）が必要です。資格登録要件を満たすまで送られてきた書類を大事に保管して下さい。

3. 「2 級土木技術者資格認定証」の交付申請方法

- (1) 交付申請は、以下の注意事項をよく読み、受験者本人が行って下さい。
- (2) 土木学会 技術推進機構のホームページの「技術者資格制度」のサイトにある「資格認定証交付申請ログインページ」の「2 級土木技術者」をクリックすると、交付申請ログイン画面が表示されます。画面の指示に従って必要事項を入力後、「申請開始」ボタンをクリックして、申請手続きを開始して下さい。
- (3) 交付手数料は、クレジットカードまたはコンビニエンス・ストアでのお支払いとなります。
- (4) 交付手数料のお支払い方法を選択し、「次へ進む」ボタンをクリックして下さい。なお、一度「次へ進む」ボタンをクリックすると支払方法は変更できませんのでご注意下さい。
- (5) クレジットカード^{*1}でのお支払いを選択され、「次へ進む」ボタンをクリックすると、カード決済画面が表示されますので必要事項を入力して下さい。カード決済が終了すると「交付

申請受付完了」画面が表示されます。

※1 利用できるクレジットカードは JCB カード、アメリカン・エクスプレスカード、VISA カード、マスターカード、ニコスカードです。

- (6) コンビニエンス・ストア^{※2}でのお支払いを選択され、「次へ進む」ボタンをクリックすると、「交付申請受付完了」画面が表示されます。

※2 利用できるコンビニエンス・ストアは、セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマートです。

- (7) インターネットでの資格認定証交付申請手続きが完了しますと、土木学会 技術推進機構から受験者本人宛に「交付申請」受理の確認メールを送信します。なお、交付手数料のお支払いにコンビニエンス・ストアをご利用の場合は、確認メールに記載された期日（申請手続きから2週間以内）までにお支払いがないと交付申請は無効となりますのでご注意ください。
- (8) 「2級土木技術者資格認定証」の交付申請を行わないと2級土木技術者資格の名称は使用できません。

4. 「2級土木技術者資格認定証」の交付

- (1) 「2級土木技術者資格認定証」の交付申請を行った2018年度受験者への「2級土木技術者資格認定証」の交付時期は2019年4月以降の予定です。
- (2) 「2級土木技術者資格認定証」の交付を受けた後は、名刺等に以下のように表示することができます。

表記例：2級土木技術者、土木学会認定2級土木技術者

5. 土木技術者資格の認定期間

- (1) 2018年度に2級土木技術者として認定・登録された方の認定期間は、原則2019年4月1日から2024年3月31日となります。
- (2) 2018年度に受験し、「2級土木技術者資格認定証」の交付申請に係る書類を受領した方のうち、2019年4月1日に資格登録要件を満たさない方（大学、短期大学専攻科、高等専門学校専攻科に在学の方）については、資格登録要件を満たした後、申請をすれば、最も早い年の4月1日を開始日として、5年後の3月31日までが認定期間となります。

6. 資格認定者名等の公表

- (1) 資格認定者の氏名等を、随時、土木学会 技術推進機構のホームページに掲載します。
- (2) 上記以外に、「土木学会誌」で公表する場合があります。

7. 更新審査

- (1) 資格認定者本人の申請により5年毎に更新審査を実施します。
- (2) 資格の更新には、所定の CPD 単位の取得（資格更新のための継続教育（CPD）【参照】、本書10ページ）を条件とします。

※所定の CPD 単位の取得にあたっては、「資格認定証」と同時に送付される『資格認定者の CPD 課題と達成目標に関するガイドライン』をご参照下さい。

土木学会認定土木技術者資格制度について

土木学会では、土木分野全般を対象として、倫理観と専門的能力を有する土木技術者を土木学会が責任を持って評価し、これを社会に明示することを目的として 2001 年度に土木学会独自の土木技術者資格認定制度を創設しました。本資格制度は、「土木技術者」のキャリアアップの道筋を示すことにより、次世代の技術者育成の道しるべとなることを目指しています。

本制度の主な特徴

(1) 資格の階層性

本資格制度の最も大きな特色は、資格が 4 つの階層に分かれていることです。自らの土木技術者としての成長段階に応じた資格を選べます。それぞれの資格の名称と要求される専門的能力は以下のようになっています。

資格の名称と要求される専門的能力

● 特別上級土木技術者	Executive Professional Civil Engineer
専門分野における高度な知識および豊富な経験に基づく広範な見識により、日本を代表する技術者として土木界さらには社会に対して、多面的に貢献できる能力。	
● 上級土木技術者	Senior Professional Civil Engineer
複数の専門分野における高度な知識、あるいは少なくとも 1 つの専門分野における豊富な経験に基づく見識を有し、重要な課題解決に対してリーダーとして任務を遂行する能力。	
● 1 級土木技術者	Professional Civil Engineer
少なくとも 1 つの専門分野における高度な知識を有し、自己の判断で任務を遂行する能力。	
● 2 級土木技術者	Associate Professional Civil Engineer
土木技術者として必要な基礎知識を有し、与えられた任務を遂行する能力。	

(2) 資格の更新制

本資格制度は、一度合格すると半永久的に有効な免許 (License) を付与するものではなく、土木技術者としての能力を認定し、技術力を保証するもの (Qualification) です。そのため、5 年毎の更新制を採用し、更新のためには継続教育 (CPD : Continuing Professional Development) を必須要件として、各自が技術力の維持・向上に自主的に取り組んでいただくこととしています。

(3) 資格の国際性

土木技術者の国際的な流動化が進む今日、継続教育 (CPD) や資格は技術者がお互いに評価し、同等性を確認し合うためのグローバルな尺度となってきました。国際化の時代にあって、能力の第三者証明の必要性がよく言われますが、国際的にも理解されやすい本会の土木技術者資格制度は、このような国際的相互認証を視野に置いています。英文の名刺にも、資格を表示いただくことを推奨します。土木学会ホームページ中に表示例に関する詳しい記載があります。

http://committees.jsce.or.jp/opcet/02_indication

土木学会 2級土木技術者資格 認定申請書【参考】

公益社団法人土木学会 会長 殿

下記により、2級土木技術者資格の認定を受けたいので、ここに申込みます。

〔個人に係わる事項〕			プロメトリック ID	
フリガナ			写 真 縦 4.5 cm、横 3.5 cmの写 真で、本人と確認できる ものとします。	
氏 名	(男・女)			
生年月日 (西暦)	年 月 日生	(歳)		
現 住 所	〒 — (電話) — —			
区 分	社会人 大学院 大学 短期大学専攻科 高等専門学校専攻科 その他		土木学会 会員番号	(会員のみ記入)
所属 勤務先 在籍校)	名 称		会員タイプ	学生 ・ 正 ・ 一般
	所 在 地	〒 — (電話) — —	※1 土木学会記入 	
最終学歴	学 校 名			
	学部学科名等			
	卒業・修了年 (西暦)	年		

〔賞罰〕 (特筆すべき事項がありましたら、200 字程度で記入して下さい。)

--

〔技術者倫理に係わる事項〕

【宣誓書】

私は、土木学会が制定した「土木技術者の倫理規定」を遵守することを宣誓いたします。

日付： 2018 年 月 日

署名：

受付番号※2	
--------	--

※ 2 土木学会記入

土木学会 技術推進機構

資格更新のための継続教育（CPD）【参考】

- CPD（Continuing Professional Development）とは、継続的な専門能力開発すなわち専門家として必要な知識や能力の維持向上に努めることを意味しています。どのような機会を利用してどれだけCPDに取り組んだかを定量的に示すため、本会のCPD制度では、11ページに示すような「教育分野」、「教育形態」（講習会等への参加、論文等の発表、組織内研修、技術指導・教育、業績・特許、自己学習など）「教育内容」とCPD単位を定めています。
- 2018年度に受験し、2級土木技術者として認定された方の認定期間は2019年4月1日～2024年3月31日までとなります（大学、短大専攻科、高専専攻科の在学学生を除く）。引き続き資格を保有するためには、この認定期間の満了日までにCPD単位として250単位（年間50単位以上を推奨）を取得する必要があります（下表参照）。

資格認定・更新手続きとCPD期間

年度	資格認定・更新手続き	CPD 期間
2018	受験、「認定証」交付申請	
2019	認定（開始日：4月1日以降） 認定期間（5年間）	2019年4月1日～2024年3月31日 （この間に、合計250単位（年間50単位以上を推奨）の取得が必要です。）
2020		
2021		
2022		
2023		
2024	更新申請・認定証交付（4月以降）	

- 所定のCPD単位を取得し資格を更新するためには、自らのCPD記録を、本会またはCPD記録・登録システムを運用している学協会に登録しておく必要があります。
- 本会では、インターネットを利用した「CPDシステム」を運用しており、「教育分野」や「教育形態」「教育内容」に応じてCPD記録を登録することができます。なお、この「CPDシステム」の利用にあたっては、土木学会あるいはCPD登録メンバーの会員証（磁気カード）送付時に通知されたIDとパスワードが必要です（下図参照）。
- 「教育形態」のうち、講習会等のCPDプログラム情報の多くは、建設系CPD協議会の「プログラム情報検索・閲覧サイト」

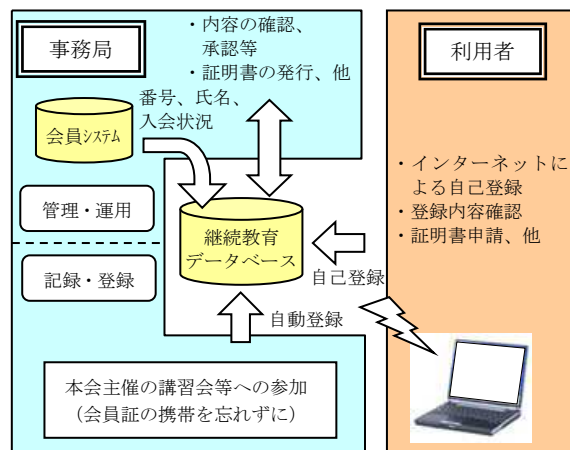
(<http://www.cpd-ccesa.org/>)に掲載されていますので、ご利用下さい。

- 本会が主催する講習会、研修会等では、会場に設置されたカードリーダーを利用して参加記録を登録することができますので、会員証（磁気カード）を携帯して下さい。

- その他、論文等の発表、組織内研修、技術指導・教育、業績・特許、自己学習に関わるCPD記録は、インターネットから自己登録していただきます。CPD記録を確認させていただくことができますので、関係書類等は控えておいて下さい。

- 資格取得後のCPDについては、『資格認定者のCPD課題と達成目標に関するガイドライン』（最新版）をご参照下さい。（このガイドラインは本会のWebサイトからもダウンロードできますが、資格認定者には別途送付します。）

- 本会のCPD制度、技術者資格制度に関する情報については、本会のホームページで随時更新していますので、ご覧下さい。



土木学会のCPDシステムの概要

土木学会のCPD制度における教育分野の分類

教育分野			記号
I 基礎共通分野	倫理	倫理規定、技術倫理、職業倫理など	A
	一般科学	数学、物理、化学、生物学、統計学、数値解析など	B
	環境	地球環境問題、生態学など	C
	社会経済動向	国内外の社会動向、産業経済動向など	D
	法律・契約	関連法令・省令・条例、知的財産権法、契約制度など	E
	教養	歴史、経済、文学、技術史、語学、プレゼンテーション力、コミュニケーション力、ITリテラシーなど	F
II 専門技術分野※	I 応用力学、構造工学、鋼構造、耐震工学、地震工学、風工学など		G
	II 水理学、水文学、河川工学、水資源工学、港湾工学、海岸工学、海洋工学、環境水理など		H
	III 土質力学、基礎工学、岩盤工学、土质地質、地盤環境工学など（主な論点が地盤工学に関するものであること）		I
	IV 土木計画、地域都市計画、国土計画、交通計画、交通工学、鉄道工学、景観・デザイン、土木史、測量など		J
	V 土木材料、舗装工学、コンクリート工学・コンクリート構造など		K
	VI 建設事業計画、設計技術、積算・契約・労務・調達、施工技术、環境影響対応技術、維持・補修・保全技術、建設マネジメントなど（主な論点が建設事業に関するものであること）		L
	VII 環境計画・管理、環境システム、用排水システム、廃棄物、環境保全など		M
III 周辺技術分野	環境アセスメント、環境調査、情報工学、コミュニケーション・プレゼンテーション技術、情報化技術、コンピュータプログラミングなど		N
IV 総合管理分野	建設生産システム（コンストラクションマネジメント(CM)、プロジェクトマネジメント(PM)、品質保証、安全管理、リスクマネジメント、公共経済学、社会資本整備論（費用対効果分析・事業評価手法）など		O

※ 専門技術分野は、原則として土木学会年次学術講演会講演部門に準じています（いずれの部門においてもその部門に関連した地球環境問題を扱う）。

土木学会のCPD制度における教育形態とCPD単位

教育形態		番号	内 容	CPD 単位 ＝CPDF× H(hr)又はM (min)
I	講習会等への参加	1	講習会、研修会等への参加 e-ラーニングの履修（土木学会認定）	1.0×H
		2	講演会、シンポジウム等への参加	1.0×H
II	論文等の発表	3	口頭発表（法人格を持つ学協会での発表、講演）※1	0.4×M
		4	口頭発表 （前記以外での発表、講演）※1	0.2×M
		5	論文発表（学術雑誌への査読付き論文発表）	40 （1論文あたり）
		6	論文発表（一般論文、総説等）	10
		7	技術図書の執筆、技術図書の執筆、技術・学術雑誌等への寄稿	3.0×H （1件あたり最大30）
III	組織内研修	8	組織内研修プログラム受講	0.5×H
IV	技術指導・教育	9	JABEE 審査員（オブザーバー含む）を務める	新規審査・継続審査の担当：50 中間審査（実地審査）の担当：35 中間審査（書類審査）の担当：20
		10	教育機関、学協会、官公庁、公共機関※2からの依頼で講師を務める／論文の査読を行う	10
		11	教育機関、学協会、官公庁、公共機関※2以外からの依頼で講師を務める／論文の査読を行う	5
V	業務・特許	12	成果を上げた業務・研究等（責任者）	20
		13	成果を上げた業務・研究等（担当者）	10
		14	特許取得（発明者に限る）	40
VI	その他	15	委員会、研究会等への出席 （議長や委員長、副委員長、幹事長の場合）	2.0×H
		16	委員会、研究会等への出席 （委員や幹事の場合）	1.0×H
		17	大学、研究機関（企業を含む）における研究開発・技術業務への参加、国際機関への協力等	20※3
		18	自己学習	0.5×H

※1 連名者（共著者）もこれに準ずる。

※2 公共機関の範囲は、災害対策基本法による指定公共機関に準ずる。

※3 1年間当たりの上限値です。

土木技術者の倫理規定

（平成11年5月7日 制定
平成26年5月9日 改定）

倫理綱領

土木技術者は、
土木が有する社会および自然との深遠な関わりを認識し、
品位と名誉を重んじ、
技術の進歩ならびに知の深化および総合化に努め、
国民および国家の安寧と繁栄、
人類の福利とその持続的発展に、
知徳をもって貢献する。

行動規範

土木技術者は、

- 1 （社会への貢献）
公衆の安寧および社会の発展を常に念頭におき、専門的知識および経験を活用して、総合的見地から公共的諸課題を解決し、社会に貢献する。
- 2 （自然および文明・文化の尊重）
人類の生存と発展に不可欠な自然ならびに多様な文明および文化を尊重する。
- 3 （社会安全と減災）
専門家のみならず公衆としての視点を持ち、技術で実現できる範囲とその限界を社会と共有し、専門を超えた幅広い分野連携のもとに、公衆の生命および財産を守るために尽力する。
- 4 （職務における責任）
自己の職務の社会的意義と役割を認識し、その責任を果たす。
- 5 （誠実義務および利益相反の回避）
公衆、事業の依頼者、自己の属する組織および自身に対して公正、不偏な態度を保ち、誠実に職務を遂行するとともに、利益相反の回避に努める。
- 6 （情報公開および社会との対話）
職務遂行にあたって、専門的知見および公益に資する情報を積極的に公開し、社会との対話を尊重する。
- 7 （成果の公表）
事実に基づく客観性および他者の知的成果を尊重し、信念と良心にしたがって、論文および報告等による新たな知見の公表および政策提言を行い、専門家および公衆との共有に努める。
- 8 （自己研鑽および人材育成）
自己の徳目、教養および専門的能力の向上をはかり、技術の進歩に努めるとともに学理および実理の研究に励み、自己の人格、知識および経験を活用して人材を育成する。
- 9 （規範の遵守）
法律、条例、規則等の拠って立つ理念を十分に理解して職務を行い、清廉を旨とし、率先して社会規範を遵守し、社会や技術等の変化に応じてその改善に努める。

土木学会創立 100 周年宣言

— あらゆる境界をひらき、持続可能な社会の礎を築く —

JSCE Centennial Declaration

— Transcending the Boundaries of Civil Engineering to Construct the
Foundation for a Sustainable Society —

【前文】

我が国の近代土木技術は、明治初期に御雇外国人の指導を受けたことで産声を上げ、土木学会初代会長の古市公威をはじめとする欧米留学から帰国した者達の先導によって開花期を迎えた。このことを宣言本文の冒頭に記したが、それは本宣言が学会という法人の宣言である前に、個々の人間として原点回帰を志すための宣言であることを強調するためである。今から 100 年前の 1914 年に土木学会が創立され、その半世紀後、1964 年の東京オリンピック開催に至るまで、我が国の土木は、実に輝かしい実績を積み重ねてきた。黒部ダム completion、東海道新幹線や名神高速道路の開通等、この時期に完成し今日でも我が国を支える土木事業は少なくない。このような歴史を造り上げた先人たちを土木は誇りとしている。

確かに、その後の半世紀に土木を取り巻く環境は激しく変わった。オリンピック後も高度成長を支え、土木は活況を呈したが、同時期に進行した環境破壊により、創立 60 周年の土木学会は早くも環境問題に直面した。そして創立 80 周年の土木学会は、バブル経済崩壊後の様々な経済問題への対処を迫られた。それから既に 20 年。創立 100 周年の土木学会は、2011 年に発生した東日本大震災を経験し、社会の安全問題に改めて直面している。土木学会は 100 年の歴史の後半で、安全、環境、経済（活力）、社会（生活）のすべてを揺るがす困難な国家の問題に直面してきた。それでも土木はその克服に努め、今日に至るまで我が国の産業と国民生活を支え、豊かな国土の形成に貢献してきたと自負している。

しかし、近年の土木に対する社会からの評価は芳しくなく、土木学会は前世紀末頃より、幾つかの宣言や規定を社会に向けて発出してきた。そのうち、仙台宣言は国民の批判を受けた社会資本整備について、透明性があり計画的で効率的な整備のあり方を宣言したものであり、公益社団法人への移行にあたっての宣言は学会のあり方を再度見つめ直したものであった。これらに対して、100 周年宣言は、改めて過去 100 年を振り返り、これからの長い未来を展望し、土木が人々と共にあって働く様々な組織や人間として、如何にあるべきかを強調するものである。本宣言はそのような視点から、学会が策定した「社会と土木の 100 年ビジョン」より、土木の人としてあるべき理念を中心に抜き出し構成したものである。

この 100 年で我が国の経済や生活は大いに豊かになったが、自然災害や地球環境の問題に留まらず、少子化や人口減少、高齢者の不安やコミュニティの崩壊など、土木を取り巻く社会の課題はむしろ増しており、世界に目を向ければ、未だ貧しい国々が多数残る。土木が最も大切と考えることは、このような幾多の困難にも、責任を持って立ち向かえる人材を育てることにある。未来に亘る課題を人々と共有しつつ、人々の生活を豊かなものにするという、土木の根源的な目標を達成するために全力で貢献すること、そうすることにより何時の時代も若い人々が誇りと感動を得る魅力的な「社会と土木」の関係を構築できる。土木学会はそうように考えている。

土木学会創立 100 周年宣言 本文

（過去 100 年に対する理解）

1. 我が国の近代土木技術は、明治初期に御雇外国人の指導と欧米留学帰国者の先導で幕を開け、治水、砂防、港湾、鉄道を中心に発展し、それらの社会基盤施設が今日の我が国の産業と国民生活を支え、特に昭和中期以降は、高度な土木技術による高水準の社会基盤施設を全国に広げ、多くの国民がその恩恵を受けてきた。土木はこの 100 年の歴史を誇りとする。
2. 土木事業の進展による経済の発展や利便性の向上と同時に、社会では環境問題などが顕在化し、公害問題、特に大気汚染や水質汚濁が生じ、近年は気候変動など地球規模の環境問題が深刻視された。また、東日本大震災に至る度重なる災害が社会の安全確保を喫緊の問題とした。土木は、これらを解決し、経済活動と生活水準を将来に亘って維持することが、現代の社会に課せられた課題と認識する。

(今日の土木の置かれた立場)

3. 現在の土木は、東日本大震災の津波被害と福島第一原子力発電所事故の惨禍による衝撃を未だ拭い去れない。それでも、社会における重責を理解し、成し遂げた役割と技術の限界とを自覚し、社会における信頼を一層高め、社会に貢献することに、例外なく取り組む覚悟を持つ。

(今後目指すべき社会と土木)

4. 土木は地球の有限性を鮮明に意識し、人類の重大な岐路における重い責務を自覚し、あらゆる境界をひらき、社会と土木の関係を見直すことで、持続可能な社会の礎を構築することが目指すべき究極の目標と定め、無数にある課題の一つ一つに具体的に取り組み、持続可能な社会の実現に向けて全力を挙げて前進することを宣言する。

(持続可能な社会実現に向け土木が取り組む方向性)

5. (安全) 社会基盤システムの計画的な利活用と人々の生活上の工夫で、自然災害等の被害を減らし、安全な都市・社会の構築に貢献するとともに、社会基盤システムの安全保障を継続的に強化して、社会基盤施設が原因の事故で犠牲者を出さないことにあらゆる境界をひらき取り組む。
6. (環境) 自然を尊重し、生物多様性の保全と循環型社会の構築、炭素中立社会の実現を早めることに貢献するとともに、社会基盤システムに起因する環境問題を解消し、新たな環境の創造にあらゆる境界をひらき取り組む。
7. (活力) 社会基盤システムの利活用によって交流・交易を促進し、我が国が世界経済の発展に継続的に役割を果たすことに貢献するとともに、土木から新しい産業を創造して社会に役立てることにあらゆる境界をひらき取り組む。
8. (生活) 百年単位で近代化を回顧し、先人が培ってきた地域の風土、文化、伝統を継承し、我が国やアジア固有の価値を十分踏まえた風格ある都市や地域の再興と発展に貢献するとともに、地域の個性が発揮され各世代が生きがいを持てる社会の礎を構築することにあらゆる境界をひらき取り組む。

(目標とする社会の実現化方策)

9. 土木は目標とする社会の実現のため、総合性を発揮しつつ、「社会と土木の 100 年ビジョン」に明記された社会安全、環境、交通、エネルギー、水供給・水処理、景観、情報、食糧、国土利用・保全、まちづくり、国際、技術者教育、制度の各分野の短期的施策、特に国や地域における政策、計画、事業等の速やかな実行を先導し、長期的施策の実現に向けた取り組みを継続する。

(土木技術者の役割)

10. 土木技術者は、社会の安全と発展のため、技術の限界を人々と共有しつつ、幅広い分野連携のもとに総合的見地から公共の諸課題を解決し社会貢献を果たすとともに、持続可能な社会の礎を築くため、未来への想像力を一層高め、そのことの大切さを多くの人々に伝え広げる責任を全うする。

(土木学会の役割)

11. 土木学会は、社会に多様な価値が存在することを理解しつつ社会の価値選択に関心を持ち、技術者や専門家が尊重され、様々な人々が協働して活躍する将来の持続可能な社会の実現に向けて、学術・技術の発展、多様な人材の育成、社会の制度設計に継続的に取り組む。

【後文】

本宣言は、土木学会の創立 100 周年にあたり、東日本大震災を経験した我が国の土木のこれからの役割と責任とを根本的に問い直すため、あらゆる境界をひらき、社会と土木の関係を見直すことで、現代の土木の置かれた立場からどのように踏み出すかを改めて示したものである。土木学会は本宣言の趣旨を踏まえ、すべての会員、委員会の総力を結集し、地球、人類、社会への貢献に全力を挙げて取り組むことを誓う。

(2014 年 11 月 14 日 理事会承認)

※参考資料：社会資本と土木技術に関する 2000 年仙台宣言 ―土木技術者の決意―
<http://www.jsce.or.jp/strategy/sendai.shtml>



土木学会の土木技術検定試験に関する事項は、土木学会 技術推進機構が担当しています。

〒160-0004 東京都新宿区四谷1丁目（外濠公園内）

TEL : 03-3355-3502 FAX : 03-5379-0125

URL : <http://committees.jsce.or.jp/opcet/> E-mail : opcet@jsce.or.jp
